コンクリートポール診断士協会会則

2019年10月3日改訂

(名 称)

第1条 本会は、コンクリートポール診断士協会(以下、「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、優れた技術者の育成と更なる診断技術の向上を目的に日本コンクリート工業株式会社、東海コンクリート工業株式会社、株式会社日本ネットワークサポート、北海道コンクリート工業株式会社、九州高圧コンクリート工業株式会社、東北ポール株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、中国高圧コンクリート工業株式会社、カワノ工業株式会社、沖縄テクノクリート株式会社(以下「NCグループ10社」という。)の参加により設立する。

(本会の業務)

- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 本制度の普及・広報に関する業務
 - (2) 本資格の診断技術者の認定、及び更新に関する手続き業務
 - (3) 資格認定試験の実施、及び試験問題の作成業務
 - (4) 資格認定試験に供するテキストの作成・更新と技術講習会の実施業務
 - (5) 資格取得時または更新時の登録業務
 - (6) 調査・点検から補修に至る指針の改訂業務
 - (7) 健全性評価基準等の改訂業務
 - (8) その他、目的達成に必要な業務

(本会の構成)

- 第4条 本会会員は、NCグループ10社で構成する。
 - 1. 本会には、会長1名を置き、本会を統括する。なお、会長はNCグループ10社から選出し、運営委員会で承認するものとする。
 - 2. 運営委員会は、本会の運営に必要な事項の運営に当るものとし、そのメンバーは、 NC グループ 10 社の技術責任者または経営権のある責任者とする。
 - (1) 運営委員を交代する場合、事務局に連絡する。
 - (2) 事務局は、運営委員長の承認を得た後、各運営委員へ交代通知を送付する。
 - 3. 運営委員会の下部組織として次の作業委員会を置き、第3条の業務を行う。

なお業務等の詳細は、各作業委員会に運用細則を制定し、本会の承認を受け、それ に従うものとする。

各作業委員会のメンバーは、NC グループ 10 社より選任する。各作業委員長はメンバー社の互選とし、運営委員会の承認により選任されるものとする。

(1) 技術委員会

【主な業務】

- ○資格認定試験に供するテキストの作成・更新業務
- ○技術講習会の実施と講習会資料の作成業務
- ○調査・点検から補修に至る指針の改訂業務
- ○健全性評価基準等の改訂業務
- (2) 資格運営委員会

【主な業務】

- ○本資格の診断技術者の認定、及び更新に関する手続き業務
- ○資格認定試験の実施、及び試験問題の作成業務
- ○資格取得時または更新時の登録業務
- (3) 広報委員会

【主な業務】

○本資格の普及・広報に関する業務

(入退会及び会員資格の喪失)

- 第 5条 本会に入会しようとする会社は、運営委員会の承認を受けるものとし、その対価 は運営委員会会員の協議による。
 - 1. 会員は、運営委員会に対する申し出により退会することができる。
 - 2. 会員は、次の理由によりその資格を失う。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 会社が解散したとき
 - (3) 会員が、会員としての業務に違反し、又は本会の名誉を傷つけたとして、 運営委員会の決議により除名されたとき

(事務局)

- 第 6条 本会は、会長の補佐及び業務を執行するための事務局を日本コンクリート工業(株) 内に置く。
 - 1. 事務局員は、会長が指名し、運営委員会の承認を受けるものとする。

(会費及び会計)

- 第7条 本会は、第3条の業務を行うために、会員社より会費を徴収する。
 - 1. 会費は、年会費とし、必要に応じて臨時会費を徴収するものとする。会費の金額 と徴収方法は運営委員会の決議により決定する。
 - 2. 会計は、事務局が担当するものとする。
 - (1) 請求書、領収書、振込票の原本は、事務局が保管する。
 - 3. 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。
 - 4. 会計監査役を置く。会計監査役は、運営委員長が行うものとする。

(運営委員会)

- 第8条 本会は、原則として年1回運営委員会を実施する。
 - 1. 運営委員会は、原則として会長が招集し、会長が運営委員長を指名する。
 - (1) 運営委員長が交代する場合は、会長が次の運営委員長を指名する。
 - (2) 次の運営委員長の承認は、直近の運営委員会またはメールにて行う。
 - 2. 運営委員会は、NC グループ 10 社の委員総数の半数以上の出席により成立する。 但し、第4条に定める委員が出席できない場合、事務局への事前連絡により、代 理の出席を認めるものとする。
 - 3. 運営委員会は、事業報告及び事業計画に関する事項、決算及び予算に関する事項、 会則の変更、ならびに本会が必要と認めて付議する事項を決議する。
 - 4. 運営委員会の議事は、NC グループ全 10 社の議決権の過半数で決するものとする。 但し、代理を含め運営委員会に出席できない委員は、書面又は代理人によって議 決権を行使することができる。議決権の数は 1 委員 1 議決権とし、可否同数の場 合は会長が議決できる。

(各作業委員会)

第9条 各作業委員会は、その運用細則に従い、必要な活動を行うものとする。

(秘密保持)

第10条 会員は、本会の業務に関して知り得た成果及び一切の秘密情報を、その組織内に おいて保持し、会員以外に漏洩しないとともに目的以外の使用をしないように最 大限の注意と措置を講じなければならない。

(信義則)

第 11 条 本会則に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、運営委員会での議決 によるものとする。

(存続期間)

第12条 本会の存続期間は、本制度が存続する期間とする。但し、運営委員会で本会の存 続を必要としないと認めた場合には、本会を解散することができる。

(旅費・日当)

- 第13条 旅費・日当は、各委員長が必要に応じて事前に事務局に申請する。事務局は運営 委員長に連絡し、運営委員長に承認を得た場合、本会に旅費・日当を請求できる ものとする。
 - 1. 宿泊費、交通費、日当は、各社の規定により個人から所属会社へ請求する。
 - 2. その後、本会へ宿泊費、交通費、日当を請求する。 ※このとき、領収書の写しまたは、所属会社の清算書類を添付する。 ※所属会社の支給規定額がある場合は、請求書に記載する。
 - 3. 請求書を事務局へ送付し、事務局が各所属会社へ請求額を振り込む。

(会則類の改訂)

- 第14条 表-1の会則類について、改訂する場合は運営委員会で承認を受けるものとする。
 - 1. 各会則類の制定・改廃および見直しは、各委員会の委員長および事務局が下記のような事情を生じた場合に行う。
 - (1) 各会則類の表現が不完全であったとき
 - (2) 各会則類に誤りまたは不備を発見したとき
 - (3) 各会則類に示された管理業務の内容または運営などについて、不都合や疑義、 改善すべき点が発見されたとき
 - (4) 定期(改訂後、3年以内)
 - 2. 原案の作成は、表-1に示す原案担当者と事務局が行う。
 - 3. 各会則類の制定・改廃および見直しが行われた場合、事務局が改訂箇所の対比表を作成する。
 - 4. 改訂の手順を図-1に示す。

表-1 会則類一覧

管理	名称	原案担当	管理
番号	口你	你 条担日	日生
U1	コンクリートポール診断士協会会則		
U2	コンクリートポール診断士規程	運営委員長	
U3	設立趣意書		事
S1	資格運営委員会運用細則	資格運営委員長	務
S2	コンクリートポール診断士資格認定試験運用細則		局
G1	技術委員会運用細則	技術委員長	
K1	広報委員会運用細則	広報委員長	

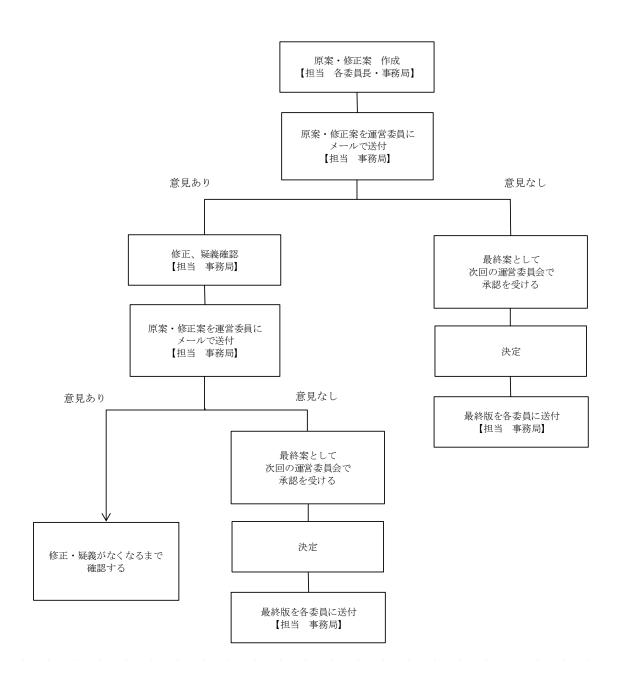


図-1 会則類改訂手順フロー図

以上